

酒田～勝浦航路改善計画策定業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月
酒田市

目次

1	目的	1
2	業務の概要	1
	（1）業務名	1
	（2）業務の内容	1
	（3）履行期間	1
3	提案上限額	1
4	担当部署（各書類提出先及び問合わせ先）	1
5	参加資格要件	1
6	参加表明手続	2
	（1）提出書類	2
	（2）提出期限	2
	（3）提出場所	2
	（4）提出方法	2
	（5）参加資格の確認及び結果通知	2
7	企画提案書作成要領	3
	（1）提出書類	3
	（2）提出期限	3
	（3）提出場所	3
	（4）提出方法	3
	（5）企画提案書等提出書類の取扱い	3
8	質疑応答	4
	（1）提出書類	4
	（2）提出期限	4
	（3）提出場所	4
	（4）提出方法	4
	（5）回答方法	4
9	企画提案の審査	4
	（1）基本事項	4
	（2）プレゼンテーション及びヒアリングの実施	4
	（3）審査項目及び評価基準	5
	（4）受託候補者等の特定	5
	（5）審査結果の通知	5
	（6）審査結果の公表	6
10	契約に関する基本事項	6
11	スケジュール	6
12	その他	7
	（1）辞退の取扱い	7
	（2）失格事項	7
	（3）留意事項等	7

1 目的

本業務は、酒田港と飛島を結ぶ、酒田～勝浦航路の現状を改善し将来にわたり維持していくために、航路の現状や課題を把握し、老朽化が進む船舶の代替建造の検討も含め様々な観点から航路確保維持のために必要な改善方策を検討し、航路改善計画を策定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

酒田～勝浦航路改善計画策定業務委託

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月25日まで

3 提案上限額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※当該金額は、企画提案内容の規模を示すためのもので、契約締結の際の予定価格を示すものではない。

4 担当部署（各書類提出先及び問合わせ先）

酒田市民部定期航路事業所

所在地 〒998-0036 山形県酒田市船場町二丁目5番6号

電 話 0234-22-3911

電子メール teikikoro@city.sakata.lg.jp

担当者名 中條

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は個人事業主若しくは業務を共同連帯して受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体等のグループ（以下「共同企業体」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、共同企業体については、以下の要件を構成員の全てが満たしていること。

① 令和7・8年度酒田市競争入札参加者登録簿（物品・役務・賃貸借）の業種コード115「調査・研究、コンサルティング」において登載されていること。又は、次に掲げる書類を提出し、参加資格を有する者として認められた者であること。

ア 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書の写し（いずれも発行から3か月以内のもの）

- イ 印鑑証明書（原本）（発行から3か月以内のもの）
 - ウ 法人にあっては「法人税」及び「消費税及地方消費税」、個人にあっては「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書その3の写し（最新の事業年度の記載内容であるもの。）
 - エ （市内に本社又は委任先がある場合）酒田市市税の納税証明書の写し（最新の事業年度の記載内容であるもの。）
 - オ 委任状（本社から支店・営業所等に委任する場合）
 - カ 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等に該当する者又はこれらと密接な関係を有する者がいないことを誓約する書面（参考様式1）
- ② 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
 - ③ 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成29年告示580号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

6 参加表明手続

本業務のプロポーザルに参加する意思がある者は、次のとおり関係書類を提出すること。

（1）提出書類

参加表明書（様式1） 1部

（2）提出期限

令和7年6月20日（金）午後5時（必着）

※「5 参加資格要件」①イの書類提出に時間を要する場合は、「4 担当部署」にメールにより報告し、了解を得た場合は、企画提案書の提出期限までとする。

（3）提出場所

「4 担当部署」のとおり。

（4）提出方法

持参又は郵送（書留郵便）によること。

（5）参加資格の確認及び結果通知

参加表明書等の提出書類に基づき、参加資格の有無について確認を行い、その結果について、令和7年6月24日（火）までに次に掲げる事項を記載した参加資格確認通知書を、電子メールにより通知する。

- ア 参加資格があると認めた者（様式２の１）
参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨
- イ 参加資格がないと認めた者（様式２の２）
参加資格がない旨及びその理由

7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

なお、持参又は書留郵便で提出する場合は提出書類それぞれの提出部数のほかに、全ての提出書類の電子データ（PDFファイル形式）をメール又は電子媒体（CD-ROM等）により１部提出してください。

（１）提出書類

① 企画提案書（様式５） １部

ア 「仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること。

- ・ 本業務の概要と提案方針
- ・ 業務の目的と内容
- ・ 各調査項目の実施方法
- ・ 過去の類似業務の実績
- ・ 実施体制等
- ・ 業務スケジュール

イ 企画提案書は、A４版縦、横書き、左綴じ、両面印刷とし、表紙に「酒田～勝浦航路改善計画策定業務委託企画提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。

なお、文字サイズは１０ポイント以上とすること。

ウ 提案者は、１つの提案しか行うことができない。

② 価格提案書（見積書） １部

見積の総額及び内訳について作成すること。（様式任意）

（２）提出期限

令和７年６月３０日（月）正午まで（必着）

（３）提出場所

「４ 担当部署」のとおり。

（４）提出方法

持参又は書留郵便若しくは電子メールによる。

※電子メールでの提出の場合は、電話での受信確認を行うこと。

（５）企画提案書等提出書類の取扱い

- ① 提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、本市の判断により、記載

内容の確認、資料の補正等を求めることがある。

- ② 提出された企画提案書は、プロポーザル方式による受託候補者の特定のために使用し、また複製等をすることができるものとする。
- ③ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ④ 提出された企画提案書は、酒田市情報公開条例（平成17年条例第19条）第5条第1項に基づく公文書の公開請求があった場合は、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、開示するものとする。

8 質疑応答

参加表明書及び企画提案書の作成について質疑がある場合は、次のとおり質疑を受け付ける。

（１）提出書類

質疑書（様式3）

（２）提出期限

令和7年6月24日（火）午後5時まで（必着）

（３）提出場所

「4 担当部署」のとおり。

（４）提出方法

電子メールによること。

（５）回答方法

令和7年6月26日（木）までの間、回答書（様式4）により、市ホームページに掲載する。

9 企画提案の審査

（１）基本事項

- ① 審査は、市が設置する酒田～勝浦航路改善計画策定業務プロポーザル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの審査を基に総合的に評価し、受託候補者及び次点者の特定を行う。
- ② 選定委員会は、非公開とする。
- ③ 最低基準点未満の場合は、受託候補者を特定しないものとする。

（２）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

① 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間はプレゼンテーション20分、ヒアリング10分の計30分とする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ 出席者は、3人以内とする。

② 実施日時及び場所

参加資格確認結果の通知後に、提案者に対し別途通知する。

(3) 審査項目及び評価基準

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(4) 受託候補者等の特定

選定委員会において、各委員が提案者毎に評価点数の合計で順位を付け、第1位の順位が最も多い者を受託候補者とし、次に多い者を次点者として特定する。

なお、複数の提案者において、第1位の順位獲得数が同数の場合は、全委員の評価点数を合計し順位を付け、最も評価点数の高い者を受託候補者とする。

企画提案について、評価が一定水準に達しないとき（6割未満）は、受託候補者を特定しないものとする。

(5) 審査結果の通知

① 受託候補者を特定したときは、提案者全てに対し、審査結果通知書（様式6）により、次の事項を通知する。

ア 受託候補者及び次点者の名称

イ 評価結果（点数等）

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由について、所定の期限までに説明を求めることができる旨

② 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（任意様式）により市長に対して説明を求めることができる。

ア 提出期限 審査結果の通知のあった日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内の午後5時まで

イ 提出場所 「4 担当部署」のとおり。

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便）によること。

③ 市長は、②の説明を求められたときは、説明を求める書面の提出期限日から起算

して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

（6）審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表する。

- ① 受託候補者及び次点者の名称
- ② 受託候補者の評価結果（点数等）
- ③ 審査経過、審査結果及び委員名

10 契約に関する基本事項

- ① 受託候補者と協議を行い、受託候補者の提案内容をもとに必要な応じて仕様書を修正し、その仕様書に基づく見積書を徴取の上、随意契約の方法により契約を締結するものとする。
- ② 受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者を新たな受託候補者として交渉を行うものとする。
- ③ 契約手続き及び契約書は、酒田市契約規則（平成17年規則第58号）その他市の契約に関する規定に定めるところによる。
- ④ 受託候補者が契約締結の日までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合、提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、又は契約締結に至らなかった場合は受託候補者としての特定を取り消し、次点者を新たな受託候補者として協議する。

契約締結後においても、市は催告を要せず契約を解除できるものとし、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、市は一切の損害を負担しない。

11 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和7年6月3日（火）
参加表明書等の提出	令和7年6月20日（金）午後5時まで
参加資格確認通知	令和7年6月24日（火）まで
質疑書の提出	令和7年6月24日（火）午後5時まで
質疑書に対する回答	令和7年6月26日（木）
辞退届の提出	令和7年6月27日（金）正午まで
企画提案書の提出	令和7年6月30日（月）正午まで

プレゼンテーション ヒアリング	令和7年7月3日(木)又は4日(金)予定
審査結果の通知	令和7年7月上旬

※ このスケジュールは変更する場合があります。

12 その他

(1) 辞退の取扱い

参加資格確認通知書において、参加資格があると認めた者のうち、特別な事情等により辞退しなければならない場合は、令和7年6月27日（金）正午までに辞退届（様式7）を持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合又は受託候補者特定の日までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提案書の提出方法、提出場所、提出期限に適合しない場合
- ④ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- ⑤ 説明会、プレゼンテーション又はヒアリングに理由もなく欠席した場合
- ⑥ 特定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑦ 提案価格が、「3 提案上限額」を超過する場合

(3) 留意事項等

- ① 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- ② 書類の作成や提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に要する経費は、提出者の負担とする。
- ③ 失格事項の②に該当する場合には、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- ④ やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止することがある。この場合において、本プロポーザルに要した経費を市に請求することはできない。
- ⑤ 提出された書類は、返却しない。
- ⑥ 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

《樣式一覽》

- ・ 樣式 1 参加表明書
- ・ 樣式 2 参加資格確認通知書
- ・ 樣式 3 質疑書
- ・ 樣式 4 回答書
- ・ 樣式 5 企画提案書
- ・ 樣式 6 審査結果通知書
- ・ 樣式 7 辞退届